



ふるさと納税3.0で 商品開発や商品改良を 補助金により支援します

～美浜町ふるさとと産品創出等支援事業～

ふるさと納税3.0とは

新たなふるさと産品の創出、既存のふるさと産品の改良、増産等に取り組む事業者に対し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）により集まった寄附金を原資として、町から補助金を交付する制度です。

CFで集めた寄附額の

4/10を補助！

寄附目標額
(補助対象経費×1.25)
達成で事業開始！

制度のイメージ



みかんの取り扱いに加えて、新商品としてみかんジュースを作って返礼品にしたい！

搾汁機100万円が購入したいので、CFで資金調達してみよう！

プロジェクト例)
美浜町産プレミアムみかんジュース
開発プロジェクト

製造のための機材購入

100万円

(補助対象経費)



寄附金額達成後も、補助額が補助対象経費満額になるまで、引き続きCFを継続することも可能！

寄附目標額 125万円	
4/10	
補助額 50万円	(補助対象経費の1/2)

- CFを実施し、補助額（＝寄附額の4/10）が補助対象経費の1/2に達した時点で、事業開始可能
- CFをしていただいた寄附者には、返礼品を送付（返礼品調達費用は別途、町が負担）

まずはお気軽にご相談ください！

総務部地域戦略課プロモーション係

☎ 0569-82-1111

✉ senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp



詳細はホームページにて、ご確認ください。

主な制度内容

補助対象者

- ・ 創出したふるさと産品を、美浜町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者
- ・ 美浜町内に事業所等を有する、または開設を予定する者で交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者

補助金額

- ・ 交付する補助金はCF等により資金調達し、寄附額の10分の4を交付します。
- ・ CF等による寄附額の10分の4が、ふるさと産品の創出に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に達した場合、補助金を交付します。（＝寄附目標額（補助対象経費の1.25倍）に達した場合）
 - ※寄附目標額に達しなかった場合であっても、町との協議により補助金を交付する場合があります。
- ・ 寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（50%以上100%以下）を超えない額（補助対象経費の全額補助も可能）を交付します。
- ・ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

補助対象経費

新たなふるさと産品の生産、製造及び加工に要する土地取得・施設・設備等に関するもの

- ・ 土地取得費（測量費、造成費を含む） ※
 - ・ 施設整備費
 - ・ 施設・設備の撤去に係る経費
 - ・ 内装・設備・施工工事費
 - ・ 建物改造費
 - ・ 備品費
 - ・ 借料・損料
 - ・ 消耗品費（現地調査時に確認できるものに限る）
 - ・ 委託・外注費
 - ・ 通信運搬費
 - ・ 広告宣伝費（補助対象経費の総額の10%以内とし、寄附金の募集に係るものを除く）
 - ・ その他
- ※【土地取得費を交付の対象とする要件】
- ・ プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。
 - ・ 新たな工場等の設置を伴う事業であること。
 - ・ 既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。
 - ・ 土地取得等の契約後3年以内に工場等の稼働を開始すること。
 - ・ 新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。

スケジュール

個別相談

提案書類を提出する前に、町へ事業の概要をご相談ください。

提案書類提出

令和8年5月29日（金）午後5時まで
・企画提案応募書 ・企画提案書 ・概算見積書 など

提案審査

書類提出後、1か月以内に事務局で審査
【審査項目】新規性/市場性/成長の可能性/波及効果/収益性 など

決定通知

事務局で審査後、2週間以内に決定通知

CF等開始

ふるさと納税サイト等にて実施【令和8年8月以降】

補助金交付申請・決定

目標額を達成した日またはCF等が終了した日から30日以内に申請
交付申請後2週間以内に交付決定

事業開始

交付決定後に開始